

門真市固定資産税等に係る返還金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、納税者の救済を図り、行政に対する信頼を確保するため、課税誤り（納税者の責めに帰すべき事由がない誤った賦課処分をいう。以下同じ。）による固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の納付金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5及び第18条の3の規定により還付することができない過誤納金相当額（以下「還付不能額」という。）がある場合において、当該還付不能額に係る返還金（以下「返還金」という。）を納税者に交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 市長は、必要と認めるときは、課税誤りの対象となった固定資産税等の納税者（以下「対象納税者」という。）に対し返還金を交付することができる。

2 対象納税者が死亡している場合は、相続人に返還金を交付するものとする。ただし、相続人が複数あるときは、相続人らが指定した代表相続人に対し返還金を交付するものとし、この場合において、代表相続人は、市長に相続人全員が連署した代表相続人指定届出書（様式第1号）を提出するものとする。

3 課税誤りの対象となった固定資産が共有である場合は、共有者らが指定した共有代表者に対し返還金を交付するものとし、この場合において、共有代表者は、市長に共有者全員が連署した共有代表指定届出書（様式第2号）を提出するものとする。

(返還金の額)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額（返還金の交付を決定した日の属する年度前20年度内の課税分に限る。）

(2) 前号の還付不能額に係る利息相当額

2 前項第2号に規定する利息相当額は、還付不能額に係る固定資産税等の法定納期限の翌日から返還金の交付を決定した日までの期間の日数に応じ、還付不能額に年5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(返還金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により返還金の交付の決定をしたときは、対象

納税者に対し固定資産税等返還金交付通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（返還金の申出）

第5条 前条の規定により通知を受けた対象納税者で、返還金の交付を受けようとするもの（以下「交付申出者」という。）は、返還金交付申出書兼口座振込依頼書（様式第4号。以下「交付申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付申出者は、固定資産税等返還金交付通知書を受け取った日から起算して2年を経過する日までに、交付申出書を市長に提出するものとする。

（返還金の交付）

第6条 市長は、交付申出書の提出があったときは、速やかに、交付申出者に対し返還金を交付するものとする。

（返還金の取消し）

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段によって返還金の交付を受けた者がいるときは、返還金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した返還金については、期限を定めて返還を命ずることができる。

（細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、返還金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。